

1 バックアップ料金制度とは

地下水を水源とする専用水道事業者が、水道をバックアップとして使用する場合の料金制度。(任意契約)

【帯広市水道事業給水条例の一部改正(平成 23 年 11 月 30 日議決・平成 24 年 4 月 1 日施行)】

2 制度導入の背景

制度導入前の状況

- ① 専用水道事業者の増加
(水道使用の抑制)
- ② 水道施設の整備・更新
の財源確保に影響

解決に向けて

制度の目的

- ① バックアップという新たなサービスに対する料金賦課
- ② 専用水道事業者と、一般利用者との負担の公平性を確保
- ③ 将来に向けての建設投資資金の確保

新たな制度

制度概要

- ① 給水契約の口径を単位とした定額料金の設定
- ② 水道使用水量に応じた割引制度を導入
- ③ 医療機関は半額

3 制度の現状

① バックアップ料金

給水契約におけるメーターの口径	バックアップ料金(年額)	
	医療機関用	医療機関以外用
25ミリメートル以下	172,800円	345,600円
40ミリメートル	561,600円	1,123,200円
50ミリメートル	842,400円	1,684,800円
75ミリメートル	2,095,200円	4,190,400円
100ミリメートル以上	3,585,600円	7,171,200円

② 専用水道事業者及びバックアップ料金徴収額の推移

	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
専用水道事業者	累計	1	3	7	9	10	11	12	12	12	12	12	12	12
	水道料金(百万円)	200	168	135	79	68	54	43	20	21	26	24	21	19
バックアップ契約者	累計	—	—	—	—	—	—	—	—	4	9	9	9	9
	徴収額(百万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	8	8	8

4 制度の効果と課題

効果

- ① 制度導入後、事業者の制度理解に広がりがあった。
- ② 制度導入前の 2.3 倍の建設投資資金が確保されており、専用水道事業者と一般利用者の不公平は一定程度緩和された。
(専用水道事業者の水道料金約 20 百万円のうち約 6 百万円が建設投資資金であり、約 8 百万円のバックアップ料金と合わせると、徴収額は約 14 百万円。)
- ③ 制度導入後、新たな専用水道への転換が進んでいない。

課題

- ① バックアップ料金対象 12 事業者中、3 事業者が未契約である。
- ② 当初計画約 32 百万円に対し、約 8 百万円の収入となっている。
(未契約による減 12 百万円、給水契約口径の減径による減 12 百万円)
- ③ 専用水道への転換は全国的な課題であり、他都市に新たな動きが出ている。
(平成 28 年 12 月に日本水道協会が、厚生労働省・国土交通省・環境省並びに関係国会議員に対し、専用水道の制限に係る法整備を要請。神戸市・京都市の取り組み。)

5 他都市の状況

【神戸市】 「固定費の負担」を求める制度 (平成 23 年 10 月 1 日施行、平成 27 年 10 月 1 日改正)

→ 給水契約者が水道水を地下水等の補給水として使用する場合、届出を義務付けるとともに、固定費の負担を求める制度。なお平成 27 年 10 月からは、既設の事業者も対象となった。

【目的】 水道水利用に備えた施設等を整備・維持するための負担が適正にされていない。

【状況】 事業者は、負担金が発生しない水道水量を使用している。

【京都市】 水道施設維持負担金制度(仮称)(平成 29 年度制度創設に向け、平成 28 年 10 月パブコメ実施)

【目的】 将来にわたる水道施設維持のため、負担の適正化を図ることにより、「地下水利用専用水道の使用者」と「一般の水道使用者」との公平性を確保。

6 今後について

制度を維持しながら、水道認可区域内での専用水道の制限に係る法整備の要請活動を継続し、今後の国等の動向を注視していく